

所沢市浄化槽整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浄化槽整備の費用について補助金を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第4条の規定による構造基準に適合する法第2条第1号に規定する浄化槽であり、かつ、次の要件の全てに該当する高度処理型浄化槽(窒素又は磷除去型、窒素及び磷除去型)をいう。

ア 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBOD $20\text{mg}/\text{l}$ (日間平均値)以下の機能を有し、窒素又は磷除去型においては放流水の総窒素濃度 $20\text{mg}/\text{l}$ 以下又は総磷濃度 $1\text{mg}/\text{l}$ 以下の機能を有し、窒素及び磷除去型においては放流水の総窒素濃度 $20\text{mg}/\text{l}$ 以下及び総磷濃度 $1\text{mg}/\text{l}$ 以下の機能を有するもの

イ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)に適合するもの

ウ 一般社団法人埼玉県浄化槽協会で実施する小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき保証登録されたもの

エ 浄化槽設置整備事業実施要綱(平成31年3月29日付け環循適発第19032912号環境省環境再生・資源循環局長通知の別添1)第3の(7)に規定する環境配慮型浄化槽の要件を満たすもの

(2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

(3) 専用住宅 専ら住居を目的とした住宅(事業所を併設した住宅を含む。ただし、住居部分の床面積が住宅の延べ床面積の2分の1以上であること。)をいう。

(4) くみ取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽(泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽も含む。)をいう。

- (5) 転換 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認申請を要する建築物の新築、改築及び増築（別棟を建築するものに限る。）を除く専用住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を10人槽以下の浄化槽に入れ替えることをいう。

（補助対象区域）

第3条 補助対象区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 所沢市生活排水処理基本計画（平成23年2月16日策定。以下「計画」という。）に設定されている浄化槽整備区域
- (2) 計画策定後に新たに計画に設定した浄化槽整備区域であって、埼玉県知事に通知した区域

（補助対象）

第4条 市長は、前条に定める区域内において、転換（補助金の交付を受けようとする年度の転換に限る。）をしようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに、浄化槽を設置する者
- (2) 浄化槽の放流水を地下浸透にする場合において、埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準（平成16年4月1日施行）様式6—1の「事前協議確認書」の交付を受けていない者
- (3) 土地及び家屋の権利を有する者の承諾が得られない者
- (4) 販売を目的として、転換をする者
- (5) 市税(所沢市税条例(昭和25年告示第76号)第3条に掲げる税目をいう。)を滞納している者

（補助金額）

第5条 補助金額は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象区域内で転換をする場合における補助金額は、別表第1のとおりとする。
- (2) 補助対象区域内で転換をするとともに、転換前の既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の処分（清掃、消毒及び汚泥処理、撤去（掘り起こし）、収集運搬、中間処理及び最終処理）をする場合における補助金額は、前号の補助金額に、既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の処分に係る費用と別表第2に定める費用を比較していずれか少ない金額を加算した額とする。
- (3) 補助対象区域内で転換をするとともに、生活排水を浄化槽に流入させるための管の設置又は浄化槽で処理した水を公共用水域に放流させるために

必要な管の設置の工事（放流ポンプ槽又は放流ますの設置工事を含む。）を行う場合における補助金額は、第1号の補助金額に、当該工事に係る費用と別表第3に定める費用を比較していずれか少ない金額を加算した額とする。

- (4) 補助対象区域内で転換をするとともに、転換前の既存単独処理浄化槽を洗浄及び消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じて雨水貯留槽等に再利用する場合における補助金額は、第1号の補助金額に、既存単独処理浄化槽の再利用に係る費用と別表第4に定める費用を比較していずれか少ない金額を加算した額とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 浄化槽に関する調書及び浄化槽構造図の写し
- (3) 設置場所の案内図及び配置図
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 土地等を借りている者は貸主の承諾書
- (6) 浄化槽設備士の選任届
- (7) 浄化槽法定検査の手数料払込票兼受領証の写し
- (8) 適正な維持管理に係る誓約書
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。

3 市長は、補助金を交付すると決定した者に対して次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けて整備された浄化槽については、やむを得ない場合を除き、設置完了後1年以内に、便所、台所、風呂等及び浄化槽並びに放流先の間を配管で接続し、使用を開始すること。
- (2) 不用となった既存単独処理浄化槽及びくみ取り便槽は、適切に処分すること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、処分を要しない。

(変更承認申請書等)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助金対象者」という。）が、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若し

くは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1月以内(前条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1月以内)又は当該補助年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 工事費請求書及び領収書の写し

(2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証する書類)

(3) 浄化槽チェックリスト

(4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第6号)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による補助金交付確定通知後、補助金交付請求書(様式第7号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金交付の条件に違反したとき

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(現場確認)

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場及び写真において確認する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(補助対象に関する経過措置)

2 平成5年4月1日から同年5月31日までの間の補助対象に関する要綱第4条に規定の適用については、「専用住宅に処理対象人員10人以下の平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合する合併処理浄化槽を設置しようとする者」とあるのは、「専用住宅に処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者」とする。

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成14年3月29日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年11月28日)

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月30日)

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月21日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年1月31日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日要綱）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日要綱）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月8日要綱）

この要綱は、平成31年4月8日から施行し、同月1日から適用する。

附 則（令和2年3月10日要綱）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則（令和3年4月1日要綱）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日要綱）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日要綱）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則（令和7年10月22日要綱）

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

転換のみの場合

人槽区分	補助金額
5人槽	414,000円
7人槽	462,000円
10人槽	585,000円

別表第2（第5条関係）

処分を伴う転換の場合

転換前の設備	補助金額
既存単独処理浄化槽	120,000円
くみ取り便槽	90,000円

別表第3（第5条関係）

管の設置を伴う転換の場合

転換前の設備	補助金額
既存単独処理浄化槽	90,000円
くみ取り便槽	90,000円

別表第4（第5条関係）

再利用を伴う転換の場合

転換前の設備	補助金額
既存単独処理浄化槽	90,000円